

意見検討結果一覧表

（案名：第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（改訂素案）について）

番号	意見	類似意見件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
第1章 計画の基本的事項				
1	5年毎の見直しも含めた全体スケジュールを第1章に記載した方が良い。	0	計画の見直しについては、計画に示す指標や施策の達成状況を踏まえて行う旨、「第8章 各主体の役割と計画の推進」に記載しており、案のままとします。	E（対応困難）
2	図1-1に「岩手県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「同（事務事業編）」及び「岩手県気候変動適応計画」とあるが、この書き方ではこういった計画書があるように思われるが、実際にあるのか。	0	本計画は、「3 計画の位置づけ」に記載の通り、温対法21条1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）と同法21条第3項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけるものです。分かりやすいよう「3 計画の位置づけ」に（事務事業編）、（区域施策編）を追加し、表現を修正しました。	A（全部反映）
第2章 本県の地域特性				
3	表2-6について、データが古すぎる。住宅用太陽光発電設備の2019年の導入件数を載せているとおり、これだけ前では普及率も大きく変わっていると思う。	0	全国消費実態調査は5年ごとに実施される調査ですが、全面的な見直しが行われ、2019年は全国家計構造調査として実施されました。この見直しにより、主要耐久財の普及率が調査対象項目から除外されたため、国の基幹統計としては最新の調査となります。	F（その他）

4	<p>本県の地域特性として地域資源について触れているが、「(1) 再生可能エネルギー」でポテンシャルの話を、「(2) 農水産業」で直近の産出額を、「(3) 森林資源」でも直近の産出額を示しており、統一感がない。</p> <p>現在の資源量とポテンシャルは分けて記載すべき。現在の資源量とポテンシャルを両方記載できない場合は、タイトルを「(1) 再生可能エネルギー資源のポテンシャル」、「(2) 農水産物資源」「(3) 森林資源」とするなど、ここで何を記載しているかがタイトルでわかるようにすべき。</p>	0	<p>御意見を踏まえて、「(1) 再生可能エネルギーのポテンシャル」と表現を修正しました。「(2) 農水産業」については、農地や気象条件などの農業資源に加えて産出額についても記載していることから「(2) 農水産業」のままとします。</p>	B (一部反映)
5	<p>表2-2について、出典元の「統計でみる都道府県のすがた2022(総務省統計局)」では、各県の気候の数値は主に県庁所在地の観測所のものであり、県の平均では無いようである。</p> <p>また、表中の『最高気温』、『最低気温』も、出典では「最高気温(日最高気温の月平均の最高値)」「最低気温(日最低気温の月平均の最低値)」となっているよう。出典元のデータの取り扱い方について注釈を追加すべき。</p>	0	<p>御意見を踏まえて、都道府県庁所在地のデータを基に算出していることを記載しました。また、最高気温、最低気温に関する注釈を追加しました。</p>	A (全部反映)
第3章 地球温暖化の現状と課題				
6	<p>「地球温暖化の現状」というタイトルにしては、情報が不十分で「(1) 地球温暖化」「(2) エネルギー需要」といった構成にも違和感がある。「(1) 気温の上昇」、「(2) 地球温暖化が及ぼす影響」とタイトル分けしたうえで、(2)の下に「①気象災害の増加(気候変動)」「②海面上昇」「③生態系影響」「④健康影響(熱中症や感染症増加)」「⑤食料問題(農作物への影響)」「⑥エネルギー問題」などと分けてもう少し丁寧に紹介すべき。</p>	0	<p>地球温暖化の影響と対策については、「第7章 気候変動への適応策」において、詳細を記載しています。</p>	C (趣旨同一)
7	<p>「(1) 国際的な動向」には、2014年以前の動向や、対策技術の開発や国民運動などの社会の動向は含まれていないので、タイトルを「2 地球温暖化対策をめぐる施策の動向」として、「(1) 国際的な動向(2014~2022)」「(2) 国内の動向(2016~2022)」といったように限定したほうがよい。</p>	0	<p>政府間パネルの報告書や、国際協定なども含んだ内容となっていることから、幅広い表現としているものです。</p>	E (対応困難)

8	<p>「(2) 前実行計画の取組の状況と課題」があつてこそ計画であると思うので、もう少し課題を詳細に記載すべき。</p> <p>「目標に対し約6割の達成」とあるが、森林吸収や再エネを含まない省エネ対策だけで言えば目標の13%減に対して実績は3%と、目標達成率は2～3割に過ぎず、現状趨勢ケースの将来予測のように人口減だけで減ったのではないかと思われるほど低い削減割合である。</p> <p>また、「特に産業部門と業務部門の排出削減が進んでない」とあるが、家庭部門の目標達成率も28%と“進んでいる”とは言えない状況ではないか。</p> <p>これらの原因を踏まえて、第2次計画で同じ轍を踏まないような計画にすべき。</p>	0	<p>前計画では、1990年度を基準年度、2020年度を目標年度として取組を進めてきたところです。この前計画の取組の成果と課題は部門別に記載しており、それを踏まえて、令和3年3月に2013年度を基準年度、2030年度を目標年度とする現行計画を策定したところです。</p>	F (その他)
9	<p>年間二酸化炭素排出量の単位「トン」は、「千 t-CO2」の誤りではないか。</p>	0	<p>誤りでしたので、単位を「千トン」に修正しました。</p>	A (全部反映)
10	<p>表3-5「前実行計画における部門別排出削減量」は、削減量ではなく排出量と削減割合ではないか。</p> <p>また、業務部門の2020年の基準比「▲6%」は、「▲9%」ではないか。</p> <p>さらに、本表の注記にも、表3-4の注記同様に、「再生可能エネルギー導入▲2.6%、森林吸収▲9.8%は含まない。」と明記すべき。</p>	0	<p>御意見を踏まえ「部門別排出量及び削減割合」に変更しました。</p> <p>業務部門の基準年比の数値は誤りでしたので、「▲9%」に修正しました。</p> <p>御意見を踏まえ「再生可能エネルギー導入▲2.6%、森林吸収▲9.8%を含まない。」と注記を追加しました。</p>	A (全部反映)
11	<p>「(2) 前実行計画の取組の状況と課題」の中で、「建築士・工務店における省エネ基準に習熟した人材の不足」という要因を挙げているが、対策にどのように生かされているか分かりにくい。</p>	0	<p>「第6章 目標の達成に向けた対策・施策」の「① 家庭における省エネルギー化」において、「■ 住宅、建築物の省エネルギー化」の取組の表現を整理し、人材育成の項目を記載しました。</p>	A (全部反映)

12	<p>「(1) 地球温暖化」本文及び図 3-2 のタイトル</p> <p>誤：世界の平均気温（陸上のみ）</p> <p>正：世界の平均気温（陸域における地表付近の気温と海面水温の平均）</p> <p>・本文中</p> <p>誤：我が国の平均気温（陸上のみ）の基準値（1991～2021 年の 30 年平均値）</p> <p>正：我が国の平均気温（陸上のみ）の基準値（1991～2020 年の 30 年平均値）</p>	0	御意見を踏まえ、気象庁 HP の表現に合わせて記載しました。	A（全部反映）
13	<p>「(1) 地球温暖化」本文（3 か所）</p> <p>岩手県に関する記述内容について、用いている図の変化割合の算出期間の終年は 2020 年ではなく 2021 年。（第 7 章 1-（1）も同様）</p> <p>図 3-4 について、点線で囲われた脚注の内容が誤り（岩手県のグラフでは基準値は使用していない）。</p> <p>図 7-1 と同じ図なので、表記も同じにしてはどうか。</p>	0	御意見を踏まえ、2021 年に修正しました。また、図 3-4 と図 7-1 の表記を合わせる形で修正しました。	A（全部反映）
14	<p>表 3-1 について、異常気象を拾い上げる期間を統一し、タイトルにも表記してはどうか。</p> <p>（表中「世界」が 2021～、「日本」が 2018～となっているため、2018～2020 年に世界では異常気象が無いようにも見える。一見してちぐはぐな印象がある。）</p>	0	世界と日本の異常気象の起こる事例数が異なるため、御意見を踏まえ、注釈に掲載する事例の年を明記しました。	B（一部反映）
15	<p>「(1) 国際的な動向」○IPCC 第 5 次評価報告書・統合報告書（2014（平成 26）年 11 月）</p> <p>本文の表現の適正化案：</p> <p>IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 5 次評価報告書では、～（中略）～、これに伴い世界の平均気温も上昇傾向にあることが指摘されています。</p> <p>また、今後の気温上昇は、～（中略）～、今世紀末（2081～2100 年）には 1850～1900 年平均と比較し 2℃を上回る可能性が高いと予測しています。</p>	0	<p>御意見を踏まえ、「IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 5 次評価報告書では、～（中略）～、これに伴い世界の平均気温も上昇傾向にあることが指摘されています。」に表現を修正しました。</p> <p>また、以下については、上記と表現をそろえて「今後の気温上昇は、～（中略）～、今世紀末（2081～2100 年）には 1850～1900 年平均と比較し 2℃を上回る可能性が高いと予測されています。」に表現を修正しました。</p>	B（一部反映）

16	<p>「(1) 国際的な動向」の脚注について、IPCC についても、脚注の SDGs と同じく元の単語を記載してはどうか。</p> <p>「昭和 63 (1988) 年」とあるが、和暦、西暦の並びを統一してはどうか。</p> <p>「○気候変動適応法 (平成 30 (2018) 年 12 月施行)」も同じ</p>	0	御意見を踏まえ、IPCC の正式名称を追加し、暦の表現を変更しました。	A (全部反映)
17	<p>○IPCC 第 6 次評価報告書 (2022 (令和 4) 年 4 月) について、AR6 の WG1 は 2021 年公開、また統合報告書の公開は年明けなので、タイトルを以下のようにしてはどうか。○IPCC 第 6 次評価報告書 (2021 (令和 3) 年 4 月～2023 (令和 5) 年)</p>	0	御意見を踏まえ、(2021 (令和 3) 年 4 月～2023 (令和 5) 年) と表現を変更しました。	A (全部反映)
18	<p>○IPCC 第 6 次評価報告書 (2022 (令和 4) 年 4 月) について、冒頭に「報告書の第 1 から第 3 の作業部会報告書では、」とあるが、文中では第 3 作業部会報告書の内容には触れていない。</p>	0	御意見を踏まえ、第Ⅲ作業部会報告書の内容を、追記しました。	A (全部反映)
19	<p>図 3-7 について、タイトルが「IPCC1.5℃特別報告書」となっているが、この図は報告書そのものではないため、図のタイトルを修正すべき。</p>	0	御意見を踏まえ、「IPCC 1.5℃特別報告書に関する概要図」に修正しました。	A (全部反映)
第 4 章 温室効果ガス排出量等の現況と将来予測				
20	<p>表 4-1 で県の排出量に“-”で記載されている 2 項目は、データがないということであれば注記に記載すべき。</p> <p>同様に、“0.0”と記載された箇所が表中にいくつかあるが、これはゼロか、それとも≤ 0.04の数値なのか。表記の改善を希望します。</p>	0	<p>データを把握していないため「-」と表記しています。その旨の注記を追加しました。</p> <p>また、小数点第 2 以下の数値については「<0.0」と表記しました。</p>	A (全部反映)
21	<p>表 4-1 で温室効果ガスの種類別の排出量が掲載されているが、円グラフで図示したほうがわかりやすい。</p> <p>また、この排出量を、図 1-1 に記載された地球温暖化係数(GWP)で重み付けすると、温暖化への寄与割合は、CO₂ は 1%程度に過ぎず、NF₃ が 66～78%と大部分を占めることとなります。次いで N₂O が 10～12%、HFCs が 0～16%、SF₆ が 6～7%となりますが、これを鑑みると、CO₂ や CH₄ より、それ以外の温室効果ガスの対策を優先すべきであり、これらの対策も本計画にもう少し詳しく記載すべきではないか。</p>	0	<p>御意見を踏まえて円グラフで図示しました。</p> <p>また、二酸化炭素以外の温室効果ガスは、地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素に換算した値を記載しています。二酸化炭素以外の温室効果ガスは二酸化炭素に比べて温室効果が非常に高いことから、「第 6 章 目標達成に向けた対策・施策」にフロン類の排出抑制の取組を記載しています。</p>	A (全部反映)

22	表 4-2 について、2013 年度のエネルギー起源 CO2 の値が、家庭～エネルギー転換を加算した値と異なっている。 また、パーフルオロカーボンの値が“-”にもかかわらず、2013 年度比の増減量(率)が“0”となっている。	0	誤りでしたので、エネルギー起源 CO2 の合計値を修正し、パーフルオロカーボン類の増減量及び増減率を「-」に修正しました。	A (全部反映)
23	CO2 排出削減の取組が全国平均と比較しておくれているように思う。 随所に、全国平均を下回りますという表記が見られるように、出遅れているけれど、目標はかなり前向きに削減するのであれば、遅れている要因の分析と改善は必須である。特に家庭、業務、工業プロセスにおいて顕著のようなので(ある程度の要因の記述はありますが)、もっと踏み込んだ分析が必要ではないか。	0	毎年算定・公表する本県の温室効果ガス排出状況や各統計データの分析を踏まえて、施策立案を行うとともに、国の施策とも連携しながら、目標達成に向けて効果的な施策を実施します。	C (趣旨同一)
第 5 章 計画の目標				
24	本県の資源として優位性のある森林をもっと活用することで 2030 年度の森林吸収量を上げる施策を提案することができるのではないか。	0	森林は、二酸化炭素を吸収・固定する大きな役割を担っており、本県の地球温暖化対策に寄与する重要な吸収源であることから、具体的な取組として、間伐や再造林等の持続可能な森林の整備や、公共施設等における県産木材の利用促進などを計画に盛り込んでいくところです。 引き続き、本県の森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、取り組んでいくこととしています。	C (趣旨同一)
25	Jクレジット制度について、Jクレジット活用によるクレジット創出者への資金支援等とあるが、資金支援は誰が誰に対して行う物なのか。	0	資金支援については、国が Jクレジット創出者に対して行うことを想定していますが、本計画は県としての取組を記載するものであるため、表現を「Jクレジット制度の活性化」と変更しました。	A (全部反映)
26	2030 年、後 10 年の所で何処までやるのかを厳しく計画を持つべき。アクションとして小刻みにいきなり 2050 年ではなくあと 10 年後までにはここまでという事が身近で私達の責任が持てる数字だと思っているので、その辺りをクリアすべき。	0	本計画の目標は、2050 年度の温室効果ガス実質ゼロを見据えて、2030 年度に 2013 年度比で 57%削減する目標を立てているところです。また、計画の取組については、毎年、実施状況を確認するほか、2025 年(令和 7 年)に見直すこととしており、着実な計画の推進に努めていきます。	D (参考)

27	<p>「再生可能エネルギー電力自給率の目標」に関して、バイオマスの電力想定量が 2021 年度から 2025 年度にかけて減少しているが、バイオマス発電を岩手県では押し進めてもいいのではないかと考えた。</p> <p>「多様なエネルギーの有効利用」の中では、バイオマスエネルギーの利用を促進する旨が記載されているが、電力自給率のバイオマスの想定量が減少しているのは、矛盾しているように思える。</p>	0	<p>2025 年度及び 2030 年度の電力想定量は、施設の最大出力と設備利用率をもとに算定しています。</p> <p>2021 年度は想定した設備利用率より多く発電されたことから、電力量が高くなっていますが、現存のバイオマス発電所が減る想定をしているものではありません。</p>	F (その他)
28	<p>国の地球温暖化対策計画の目標として、2030 年度の温室効果ガス 46% (2013 年度比) に対して、岩手県の目標が 57% となっている。岩手県の 2019 年度の全体の排出量が 2013 年度比で 21.9% 減と、2030 年度までの目標とはいえ隔たりが大きい。高い数値目標ではないか。</p>	0	<p>本県の削減目標は、国の地球温暖化対策計画において示されている部門ごとの排出削減量を、産業構造や人口など地域特性を表す指標で按分することで算定した削減量に、森林吸収や再生可能エネルギーの導入効果を考慮して設定したものです。</p> <p>国施策と連動した取組などの排出削減対策、全国有数の再生可能エネルギー導入ポテンシャルや広大な森林面積など本県の特性を活かした対策等を講ずることにより目標達成、更には 2050 年度の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取り組みます。</p>	F (その他)
29	<p>地球温暖化が進んでいることと、喫緊の課題あることの共通認識の醸成が必要。</p> <p>現在、産業革命前に対し 1.5℃シナリオに対し、すでに 1.2℃を超え、温暖化防止の取組はまさにこの数年にかかっていると報告もあります。全ての県民、事業者が温暖化防止にスピードをもって取り組むことが必要であることが共通認識になるよう、もう少し、表現を強調してもいいのではないか。</p> <p>めざす姿の大前提が、「省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会」とあり、あまり危機意識を煽るより、未来のあるべき姿を語ろうとしているのだと思いますが、今のまま、現状維持で問題ないと思う県民の心には響かないように思う。現状維持ではだめだと伝わる表現が必要ではないか。</p>	0	<p>地球温暖化対策については、御意見の通り、共通認識の醸成が重要と考えており、「第 3 章 地球温暖化対策の現状と課題」において、「地球環境に歯止めがかからず、世界の気候が非常事態に直面している」との認識を記載しているほか、県としても「いわて気候非常事態宣言」を発出しています。</p>	C (趣旨同一)

30	<p>岩手県の再生可能エネルギーの2030年の電力想定量について、風力が大きく伸長し、地熱、バイオマスはほとんど変化ないが、その根拠は何か。</p> <p>太陽光発電、風力発電は24時間発電し続けるわけではなく、不足する時間をカバーするために、火力発電が必要になる実態もあると思われる。ベース電源となりうる、地熱発電、小水力発電、バイオマス発電の開発や誘致に、これまで以上に積極的な役割を果たしていただきたい。</p>	0	<p>2030（令和12）年度の再生可能エネルギーの電力自給率の目標値は、FIT認定などの事業計画を基に、算定しています。地熱や水力などベースロード電源については、計画、開発、運転開始まで10年以上を要するケースもあるため、現在着工しているもの及びリプレース計画のみを対象としていることから大きな変化が見られないものです。</p>	F（その他）
31	<p>表5-2について、温室効果ガス削減量（部門別）はいずれも高い目標が設定されている。</p> <p>（家庭▲57%、産業▲41%、業務▲60%、運輸▲32%）</p> <p>家庭、産業、業務とも、その達成の為に、省エネだけでは難しく、再エネ比率の高い、電力の導入を急ぐ必要があると感じる。</p> <p>現在、岩手県内には様々な再エネ発電がありますが、その多くは首都圏で消費され、県内での消費はあまり進んでいないと感じている。再エネ比率の高い電力利用を推進することは考えられないか。</p>	0	<p>地域のエネルギー収支の改善は、地域経済の活性化にも資することから、地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築に向けた取組を進めており、「第6章 目標達成に向けた対策・施策」において、岩手県産再生可能エネルギー電気のブランド化によるエネルギーの地産地消の促進等の取組を記載しています。</p>	C（趣旨同一）
第6章 目標の達成に向けた対策・施策				
32	<p>事業者や家庭の自家消費型の太陽光発電に対する補助について、自家消費にこだわる理由は何か。</p>	0	<p>自家消費型の再生可能エネルギーの導入は、エネルギーコストの域外流出を減少させ、経済と環境の好循環をもたらす持続可能な脱炭素社会を実現するために重要な施策と考えています。</p> <p>なお、売電を目的とした再生可能エネルギーの導入も、温室効果ガス排出量削減のために重要であり、引き続き、低利融資制度の活用等により、導入促進を図っていきます。</p>	C（趣旨同一）
33	<p>高い目標を達成するためには、新築住宅等への太陽光の導入の義務化等も検討が必要と思うが、そういう場合には市町村単位ということではなく県単位という広域で検討して欲しい。</p>	0	<p>今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	D（参考）

34	住宅について、再生可能エネルギーの導入や断熱改修には相当な金額を要し、一部の住民しか出来ない可能性がある。もう少し柔らかく住民全員がやろうとすれば出来るような取組が必要ではないか。	0	「家庭における省エネルギー化」の具体的な取組内容として、「家庭のエコチェック」や「うちエコ診断」の促進を盛り込んでおり、県民誰もが取り組むことができる対策について紹介していきます。	C (趣旨同一)
35	既存建物の省エネが重要だと思うので、既存住宅の省エネリフォームについて助成制度を創設して欲しい。	0	「家庭における省エネルギー化」の具体的な取組内容として、「一定の省エネルギー性能を備え、県産木材を活用した住宅の新築や改修に係る補助等」を盛り込んでいます。 県産木材を活用し、省エネルギー性能の基準を満たした岩手型住宅について、「住みたい岩手の家づくり促進事業」にて新築および性能向上リフォームの支援を実施しており、令和4年度からは既存住宅の省エネ改修に対して補助する「住まいの省エネルギー改修推進事業補助金」を創設しました。	C (趣旨同一)
36	複数の自治体が対象となる大型焼却炉の建設はやめるべき。CO ₂ 排出を前提とした施策は認められないし、もし建設したとしても10年後の社会は大型焼却炉の稼働を容認しません。	0	市町村によるごみ処理については、人口減少や財政状況にも対応した持続可能な処理体制を確保するため、市町村がごみ処理広域化を含め、ごみの分別や減量化に取り組んでいく必要があります。 また、ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されますが、廃棄物エネルギーを効率的に回収し、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努める必要がありますので、県としても事業主体に対し、引き続き技術的な助言を行っていきます。	F (その他)
37	脱炭素に向けた市町村の取り組みへの支援について、脱炭素先行地域づくりについては、市町村への支援というスタンスではなく岩手県が積極的に推進するという姿勢・施策を示すべき。	0	脱炭素先行地域づくり事業は、国が全国100か所程度の地域を選定し、取組を進めるものであり、本県からはこれまでに久慈市と宮古市が選定されています。 県としては、市町村の取組を支援するとともに、市町村との連携を含めて取組を推進しています。	D (参考)

38	<p>県の率先的取組の推進について、2030年に温室効果ガス排出量を2013年比で60%削減するためには、多くの県民の参加を得る必要がある。そのための施策を古今東西の知恵を参考にして、多くの皆さんに示して進んでいく必要がある。多くの皆さんがどのようにすれば参加できるのか、その提起を要望する。</p>	0	<p>温室効果ガス排出削減の取組を進めるためには、全県的な取組の展開が重要であり、「第8章 各主体の役割と計画の推進」「2 計画の推進」に記載しているように、「温暖化防止いわて県民会議」を中核とした体制を拡充強化し、全県的な運動を展開するほか、多くの県民が参加できるよう普及啓発にも取り組んでいきます。</p>	C (趣旨同一)
39	<p>環境学習を推進するための予算を十分に確保するように求めます。予算が無くなったので、学習計画を打ち切るようなことがあってはならない。</p>	0	<p>「環境学習の推進」の具体的な取組として、「学校における環境学習の推進」や「多様で身近な環境学習機会の提供・支援」等を掲げています。</p> <p>学校においては、平成29年改訂の新学習指導要領に小・中学校ともに「環境教育」に関する内容が教育課程に体系的に位置付けられ、新学習指導要領に基づいた教育課程による環境教育が実施されています。今後も継続して、各学校における環境教育の取組を推進していきます。</p> <p>環境学習機会の提供・支援においては、温暖化対策推進法に基づく地球温暖化防止活動推進センターの設置や地球温暖化防止活動推進員の派遣による地域の環境学習を推進していきます。</p>	C (趣旨同一)
40	<p>2030年度CO2削減46%～57%電力自給率66%となっているが、66%が一般家庭の省エネルギーとCO2削減が進んでいない。国と岩手県で断熱、遮熱補助金、太陽光発電、太陽熱併合、ガスと電気とガスのハイブリット、小型電化製品の見直し推進等を行えるアドバイザーや啓蒙活動相談場所の急務が必要。</p> <p>第三者的立場にて、省エネ、断熱等、設計、ヒートショックになりやすい場所の計測等又、電化製品のエアコン清掃による省エネ提案、相談場所の設置相談→診断→アドバイス→補助金、助成、→シニアローン等資金までのアドバイス等できる機関を増やす、一般家庭のCO2削減効果、学校、教育機関、生涯学習施設によるエネルギー削減SDGs、環境、エネルギー計算などの教育期間、授業も必要。</p>	0	<p>「住宅、建築物の省エネルギー化」の具体的な取組として、住宅などへの再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギー性能の優れた住宅等の普及を促進することを盛り込んでいるほか、「省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進」や「多様で身近な環境学習機会の提供・支援」などにも取り組んでいきます。</p>	D (参考)

41	<p>建設業のモラルが低く、データでは CO2 排出量は減っているようだが古い重機の使用又ブラック企業が多く夜遅く休出までの現場管理による照明エネルギーの使用。見せかけの地域貢献等による活動による、入札評価点のみ行う事業者、住宅メーカー主導による補助金利用申請を値引きにて申請しないようしている価格重視で選ばせ、実際の効果が出ない提案等のあり面倒、手間価格リフォーム業者のトラブル等あり建設業を取り巻くいろんな観点から取締、確認、検査等行い、SDGs 等を踏まえた教育また工事による CO2 発生量を予測しての削減量計画、実施記録をつけ提出それによって民間工事、公共工事の実施による発注優勢化が必要であればもっと削減普及率が増えると思われる。</p> <p>零細建設業でも各自の目標削減計画を提出させその進行状況によって入札審査も必要と思われる。きちっとしたユーザーにアドバイスできる建設会社の育成が必要と思われる。</p> <p>産業別に（第一種第二種指定工場のように毎年の計画の提出によってビル、マンション公共施設、不動産関係管理会社には、エネルギー管理員配置、エコスタッフ等の指導者、いわて環境にやさしい事業所認定の登録公開、又産業廃棄物管理者、リサイクル推進責任者等の設置の義務付けを行い毎年計画提出と実施報告も必要と思われる。</p> <p>毎年数パーセントの削減をどう行っていくか、水道、光熱費、ごみ減量にもつながると思われる。</p>	0	<p>「省エネルギー活動の推進」の具体的な取組として、エネルギーが一定規模以上の事業者が策定する地球温暖化対策計画書作成に当たっての事業者への指導・助言等の取組を盛り込んでいます。</p> <p>また、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる県内の事業所等を認定する「いわて地球環境にやさしい事業所」制度では、研修を受けたエコスタッフが常駐していることを認定の要件とするなど、事業者の主体的な取組を支援していきます。</p> <p>そのほか、御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D（参考）
42	<p>森林吸収率は、FIT 大型発電の利用により未利用材等伐採が多くみられ裸山が多くなり吸収率に変化があるのではないか。</p>	0	<p>森林の二酸化炭素吸収効果を安定的に発揮させるためには、「植える、育てる、使う、植える」という森林資源の循環利用を進めることが重要であることから、伐採跡地等への再造林など計画的な森林整備等に取り組んでいくこととしています。</p>	F（その他）

43	<p>未利用材、間伐材の計画的な伐採、支障木のバイオマス利用等も考えた計画による吸収率、安全性と計画的な植林、化石燃料の削減を 2050 年までに計画的に行わなければならないと思います。</p>	0	<p>森林については、地球温暖化対策に寄与する重要な吸収源であることから、持続可能な森林の整備や豊富な森林資源を活用した木質バイオマスエネルギーの利用促進を本計画に盛り込み、間伐や再造林等の計画的な森林整備、木質バイオマス燃料の安定供給に向けた未利用間伐材等の様々な木材の有効活用などに取り組んでいくこととしています。</p>	C (趣旨同一)
44	<p>以前、雫石中学校で行っていた森林現場の現場視察、県営屋内温水プール視察等の授業教育等も各地域にて必要と思われる。</p>	0	<p>「多様で身近な環境学習機会の提供・支援」の具体的な取組として、地球温暖化防止活動推進員等の派遣による地域における環境学習の推進を盛り込んでおり、環境負荷の低減を身近に体験できる多様な学習機会の提供に努めていきます。</p>	C (趣旨同一)
45	<p>リサイクルの徹底によるごみ焼却場の広域化の再検討、同じ盛岡市でも生ごみ焼却の地域と分別による堆肥化、ポイント個人還元による鉄、紙くず、小型電子機器の集積場所、自治区ごとのストック場所、家庭廃油の再生食品油再生利用小型発電機、燃料利用サイクル以外は、有料化生ごみ、有機ごみは、生ごみ処理機導入、堆肥化、農業還元（滝沢市では、市民に呼びかけての生ごみ堆肥化無料支給化自治区、農園、農家、家庭菜園、他販売。</p> <p>学校、病院、中小食品関係では、広域のごみ焼却や溶融施設だと運送コストや二酸化炭素排出が多くなる。</p> <p>盛岡市のように生ごみ焼却のために燃料コストと二酸化炭素排出が多くなる。(以前あった食品リサイクル法は、どうなったのか疑問)</p> <p>自治会に呼びかけごみの分別化、資源ごみ回収化、生ごみの水切り化、コンポスト化の講習会等も必要と思われる。</p> <p>矢巾町では、コミュニティでの分別、生ごみの分別回収、資源ごみ回収の良い自治会の表彰等とリサイクルが進み、住民のポイント還元、回収リサイクル業者の利益還元につながり又不法投棄防止ごみ減量化、温暖化防止の役割を行っていると思う。</p>	0	<p>市町村によるごみ処理については、人口減少や財政状況にも対応した持続可能な処理体制を確保するため、市町村がごみ処理広域化を含め、ごみの分別や減量化に取り組んでいく必要があり、県としても引き続き技術的な助言を行ってまいります。</p> <p>なお、盛岡市等で構成される県央ブロックのごみ処理広域化に当たっては、これまで実施してきたごみの分別やリサイクル体制は維持した上で、プラスチック資源循環に新たに取り組んでいくものと聞いています。</p>	F (その他)

46	<p>化石燃料ボイラーも排ガスの規制をもっと厳しくして、二酸化炭素の発生と排ガス温度の回収による省エネの義務付けも必要と思われる。排ガスが1℃高くなると数パーセントのボイラーの効率が悪くなり、燃料の消費も上がり無駄なエネルギー消費と機器の寿命が短くなります。</p> <p>個々にも近年のボイラーは、貫流化等進み電熱面積を小さくして技士等の配置義務付けがなくなり無人化でメンテナンスや記録、配管の保温化によるエネルギー削減提案する方がいないのが現実だと思います。また化石燃料代替え熱源の検討も必要と思われます。</p> <p>維持管理できる方を置いてエネルギー削減。ただし大きなごみ焼却施設での発電所による電気作成と販売の検討もあれば自由電力、地域電力等による地域活性化につながる。</p> <p>産業の開発等を考えて今後の目標達成に向けて。第三者的アドバイザーを置き計測等行い快適で暮らしやすく又楽しく削減計画を達成できるように検討が必要と思われます。(住民の意見も重視)</p>	0	<p>「省エネルギー活動の促進」の具体的な取組として、事業所のエネルギーの使用状況を診断し、提案や技術的な助言を行う「省エネルギー診断」、温室効果ガス排出量を可視化するサービス等の普及啓発を盛り込んでおり、事業者の主体的な取組を支援していきます。</p> <p>そのほか、御意見については、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D (参考)
47	<p>『運輸における省エネルギー化』の具体的な取組内容に関して、自動車利用から自転車利用の転換という考え方は、CO₂排出を抑制する点では良い考えだと思う。しかし、年間を通して自転車利用というのは、冬に雪が降る岩手県では厳しいのではないか。冬に自転車を使って通勤・通学をしてくださいというのは、路面凍結による事故につながりかねない。季節に応じた、運輸における省エネルギー化を考える必要があると感じる。</p>	0	<p>自家用自動車への過度の依存を抑制するため、自転車の利用促進に取り組むもので、本県の自転車に関する施策の指針である「岩手県自転車活用推進計画」において、自転車の安全利用の促進に関する取組として、路面凍結時等の安全に自転車を利用できない状況では、利用を控えることとしており、安全利用が難しい場合にも自転車利用を促すものではないことを広報で啓発していきます。</p>	C (趣旨同一)

48	<p>公共交通事業者の二酸化炭素排出削減を強力に支援すべき。</p> <p>過度のマイカー依存の抑制、公共交通等へのシフトについては、これまでも県と市町村が連携して取り組んでいるところであるが、大きな成果にはつながっていない。</p> <p>広い県土に人口が分散しているからこそマイカー依存が進むのであり、これをモビリティマネジメントのみで流れを変えるのは容易でない。</p> <p>そこで発想を転換し、まず1台で年数十万キロ走行する路線バスから、EV車やFCEV車への更新を進めるべきである。公共交通事業者は、コロナ禍で経営体力が落ち込んでおり、これを支える意味でも、これまで以上に有利な補助制度を創設することが必要である。</p> <p>あまねく事業者に薄く広くではなく、県民の足を守る意思を前面に出して集中的に取り組むことで、結果として削減実績を得られることになる。</p> <p>マイカーでEV車に乗っている人が、通勤で古いディーゼルエンジンのバス利用に切り替えても本末転倒である。</p>	0	<p>県では、公共交通機関へのEV等の導入に係る補助を実施予定であるほか、水素ステーション整備、FCV導入に係る補助を実施しています。また、公共交通事業者の二酸化炭素排出削減の支援についても、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D (参考)
49	<p>水素先進県への呼び水として公共交通分野への投資を考えるべき。FCEV車や次世代水素エンジン車は、寒冷地である本県ではEV車よりも将来性があると見込まれている。</p> <p>現状ではFCEV車の普及が進まず、水素供給インフラ投資が事業として成り立たないと聞いている。FCEVのバス車両は既に路線バスで実用化されており、公共交通事業者が計画的にFCEV車に更新することで、周辺に水素供給インフラを整備しやすくなると考える。</p> <p>まだ実証試験段階であるが、FCEV車はEV車以上に災害対応等での電源供給車両として汎用性が高い。水資源と電力があれば水素を作ることができ、ダムの水力発電が活用できれば電力の地産地消も可能となる。カーボンニュートラルの切り札といえる水素の先進県を目指した思い切った方針転換と投資が必要ではないか。</p> <p>水素利用が一般家庭に普及するまでは、新たな水素活用の取組を行うだけで話題性も得られる。</p>	0	<p>各施策の補助制度など詳細については、今後社会情勢等を踏まえ、検討してまいります。水素の公共交通分野への支援等について、今後の取組の推進に当たり参考とさせていただきます。</p>	D (参考)

50	2030年の目標を達成するための、中期計画や計画項目毎の目標と施策がわかるロードマップが必要と感じた。期限があることで、事業者としては、あと2年、3年で取り組むべき重点課題がわかる。具体的にわかる方が、取り組みが進むのではと思う。	0	改訂素案の段階では示しておりませんが、本計画では、施策項目ごとに、計画の中間年である2025（令和7）年までの毎年の目標値を設定することとしており、計画の目標達成に向けて事業者の皆様にも協力を呼び掛けながら取組を進めていきます。	C（趣旨同一）
51	県としての「RE100宣言と推進」を進めて欲しい。 また、その取組の中で、県内事業者への情報や学習の場の提供をお願いしたい。	0	「県の率先的取組」の具体的な取組として、県有施設で使用する電力再生可能エネルギー100%の電力で賄う取組を推進することを盛り込んでいます。 また、エコスタッフ養成セミナーの開催により事業者における環境経営を推進する人材を育成するほか、全県的な団体や機関で構成する「温暖化防止いわて県民会議」等を通じて、事業者の温室効果ガス排出削減に向けた取組を推進していきます。	C（趣旨同一）
52	家庭部門の省エネを進めるためには、住宅の断熱性能の向上にしろ、家電の買い替え、電気自動車の購入にしろ、初期投資は当然かかる。 それに踏み込めないのは、お金がかかるというのもあるが、これを導入したほうが長い目で見れば金銭的に得であり、CO2削減にこんなに貢献できるというわかりやすい数字をそんなに目にできないから、積極的になれない。 冷蔵庫、クーラーくらいはチラシに省エネ度が記載されていますが、もっとCO2がこれだけ削減されるという表記、初期投資は何年で回収できると情報提供を、家電、住宅、車の業者は、積極的にやって欲しい。県も、そうした業者に働き掛けて欲しい。	0	例えば、省エネ家電への買い換えは、電気代の節約や温暖化の防止になるばかりでなく、新しい家電は便利な機能も向上しているなど、住民の生活をより豊かで快適なものにするといった効果も期待されます。 県としては、全県的な団体や機関で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を核として県民運動を展開し、ターゲットに応じた普及啓発を実施することとしており、御意見も踏まえ効果的な情報提供に取り組んでいきます。	D（参考）
第7章 地球温暖化への適応策				
53	異常気象が“異常”でなくなってきた昨今、予想される被害に対応するための体制の構築は、「分野ごとの適応策」に含まれないのか。 例えば、主要農作物の壊滅的被害や、家畜伝染性疾患の大流行などが起こる可能性も少なからずあるので、その損害補償のための「支援基金の設立」なども対策として考えられるのではないかと。	0	気象災害による農作物被害や家畜伝染病の発生による損害を補償する制度については、農業共済や収入保険などがあることから、県では、こうした制度の活用について生産者への周知等に努めており、引き続き、生産者が適切な制度を活用できるよう、取り組んでいきます。	F（その他）

54	<p>生物多様性の保全は温暖化と密接に結びついており、生物多様性が失われれば、大規模災害といった攪乱での種の生存や我々の食生活にも影響します。そのため、「希少種の保護」だけでなく、「侵略的外来種の監視と防除」なども、適応策として加えるべき。</p>	0	<p>御意見を踏まえ、「第7章 気候変動への適応策」「4 分野ごとの適応策」として、「(3) 自然生態系」「① 陸域生態系」「④ 生物季節、分布・個体群の変動」に「外来生物の県内における生息実態の把握と情報発信について」記載しました。</p>	A (全部反映)
55	<p>「避難所のオフグリッド化の推進」も含めるべき。</p>	0	<p>「第6章 目標の達成に向けた対策・施策」「② 自立・分散型エネルギーシステムの構築」として、災害時にも対応でき、地域経済と環境の好循環をもたらすエネルギーの地産地消を進めることを記載しています。</p> <p>また、岩手県地域防災計画において、県及び市町村は、避難所となる学校等の公共施設における非常用電源設備の整備等に努めることとしており、県は、市町村に対して、避難所運営における非常用電源設備の整備や、非常用電源の整備への緊急防災・減災事業債の活用等について助言しています。</p> <p>令和4年3月には、一般社団法人日本自動車販売協会連合会岩手県支部と県との間で、災害時における電動車両等の貸与に関する協定を締結し、災害時、避難所等に電動車両等を活用して電力供給を行う予定としているなど、総合的な防災対策の一環として、避難所の非常用電源確保に取り組んでいます。</p>	C (趣旨同一)
56	<p>「ハザードリスクの高い土地の非宅地化と、高台移転の支援」なども含めるべき。</p>	0	<p>県では、土砂災害による被害を防止・軽減するため、土砂災害警戒区域等の指定により、特別警戒区域に係る箇所の開発許可の厳格化、危険住宅の移転支援を推進していることから、御意見を踏まえ、「第7章 気候変動への適応策」「4 分野ごとの適応策」として、「(4) 自然災害・沿岸域」「③山地(土砂災害)」に「土砂災害警戒区域等の指定、危険住宅の移転支援」を記載します。</p>	A (全部反映)

57	「大規模渇水に備えた節水型給水機器の普及支援」も含めるべき。	0	渇水に係る施策については、継続的にモニタリング調査を行うなどの監視に努めることとしており、具体的な渇水対策に関する施策の検討において参考とさせていただきます。	D (参考)
58	「大規模感染症発生時に備えた病床確保や対応マニュアルの整備」や、「マラリアやデング熱に救急対応できる医師の育成」、「ワクチンの開発支援」なども含めるべき。	0	計画には、岩手県蚊媒介感染症対策行動計画による予防対策等に取り組むことを記載しており、感染症未発生時においても、同行動計画に基づき、岩手県蚊媒介感染症対策会議や研修等を開催し、感染症のリスクを低減させるほか、発生時には連携体制を強化し感染拡大を抑えるなど、対策の推進体制を整えることとしております。	C (趣旨同一)
59	温暖化のインフラへの影響として、欧米の都市部では熱波によるアスファルトの軟化なども起こっているそうです。こういった災害への対策として、「街路樹植栽の推進による日陰エリアの確保」なども対策の一つとして含めるべき。	0	御意見を踏まえ、「第7章 気候変動への適応策」「4 分野ごとの適応策」として、「(7) 県民生活等」「③ その他(暑熱による生活への影響)」に「公園緑地の整備や都市緑化の推進などの緑地の保全・創出」を記載しました。	A (全部反映)
60	大雨による、又岩手県の急斜面崩壊恐れ箇所 6,796 か所、土石流危険箇所 6,345 か所、地すべり危険箇所 164 か所もあります。山、河川。道路街路樹、法面の支障木の管理が少なくそちらの整備が必要。	0	大雨等による自然災害への対策は重要であることから、「分野ごとの適応策」の主な取組内容として、河川については、築堤や河道掘削、洪水調節施設・下水道等の施設の災害リスク評価を踏まえた着実な整備等のほか、山地(土砂災害)については、交通網やライフライン等を保全する土砂災害対策の推進等を盛り込んでいます。	C (趣旨同一)
61	「1 本県の気候の現状と将来予測」全体について、「信頼度水準」と「信頼水準」が混在しているので、「信頼水準」に統一すべき。	0	御意見のとおり、表現を「信頼水準」に統一しました。	A (全部反映)
62	図 7-2「盛岡の夏日と冬日の年間日数の推移」について、グラフ中「信頼度水準…」の注記は不要ではないか。	0	御意見のとおり、「信頼度水準」の表現を削除しました。	A (全部反映)

63	<p>「1 本県の気候の現状と将来予測」「(2) 本県の降水量等の変化」について、岩手県平均の「雨の降る日数(日降水量 1.0mm 以上の日数)」は算出されていないので、以下のようにしてはどうか。</p> <p>「国内では大雨及び短時間強雨の発生頻度が増えている一方、雨の降る日数(日降水量 1.0mm 以上の日数)は減少しています。岩手県においても、1時間降水量 30 mm以上の発生回数が増えるなど短時間強雨の傾向が見られます。」</p>	0	御意見を踏まえ、表現を修正しました。	A (全部反映)
64	<p>図 7-4「短時間強雨の年間発生回数の経年変化(岩手県)」について、以下の脚注を追加すべき。</p> <p>「岩手県内のアメダスでの観測に基づく、1時間降水量 30 mm以上及び 50mm 以上の発生回数の変化。棒グラフ(緑)は各年の発生回数の合計を有効地点数の合計で割った値(1地点当たりの年間発生回数)を示す。直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。」</p>	0	御意見を踏まえ、図 7-4 に注釈を加えました。	A (全部反映)
65	<p>図 7-5「日降水量 1.0 mm以上の年間日数の経年変化(円国)」について、以下の脚注を追加すべき。</p> <p>「観測データの均質性が長期間継続している気象庁の全国 51 地点の観測に基づく、日降水量 1.0 mm以上の日数の変化。棒グラフ(緑)は各年の年間日数の合計を有効地点数の合計で割った値(1地点当たりの年間日数)を示す。太線(青)は5年移動平均値、直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。」</p>	0	御意見を踏まえ、図 7-5 に注釈を加えました。	A (全部反映)
66	<p>図 7-6「盛岡のサクラの開花日と2月～4月の3か月平均気温の推移」について、タイトルを「盛岡のサクラ開花日の推移」に修正し、グラフ中の「信頼度水準 99%で有意」は削除すべき。</p>	0	御意見を踏まえ、図 7-6 のタイトルを修正し、信頼度水準に係る注記を削除しました。	A (全部反映)

67	<p>「1 本県の気候の現状と将来予測」「(4) 気候の将来予測」について、以下の通り本文の表現の適正化すべき。</p> <p>「このまま人為的な温室効果ガスの排出が続いた場合に起こる将来の気候の変化について、モデル（コンピュータのプログラム）を用いた予測計算が世界各国で行われています。2℃上昇シナリオ、4℃上昇シナリオに基づく気象庁の予測結果によると、岩手県では21世紀末（2076～2095年平均）において、20世紀末（1980～1999年平均）と比較して次のような変化が予測されています。」</p>	0	<p>御意見を踏まえ、2℃上昇シナリオ、4℃上昇シナリオに基づく気象庁の予測結果であることがわかるよう、記載を修正しました。</p>	A（全部反映）
68	<p>「1 本県の気候の現状と将来予測」「(4) 気候の将来予測」「② 暑い日と寒い日の年間日数の変化」について、以下の通り、本文の表現の適正化すべき。</p> <p>「猛暑日、真夏日、夏日、熱帯夜はいずれも増加し、冬日、真冬日は減少します。夏日は4℃上昇シナリオでは約58日、2℃上昇シナリオでは約16日増加します。また、冬日は4℃上昇シナリオでは約69日、2℃上昇シナリオでは約21日の減少となっています。」</p>	0	<p>御意見を踏まえ、仙台管区気象台HP「岩手県の気候の変化」の記載内容に合わせて修正しました。</p>	A（全部反映）
69	<p>図7-11の点線内の注釈について、以下の通り、気象台ホームページでの表現に合わせてはどうか。</p> <p>「20世紀末の観測結果（灰色部分）に対して、予測される変化（20世紀末と21世紀末の差）を加算または減算した棒グラフで示す。</p> <p>また、年々変動の幅を細い縦線で示す。</p> <p>予測される変化を表す部分の色は、青が2℃上昇シナリオ（RCP2.6）に、赤が4℃上昇シナリオ（RCP8.5）に、それぞれ対応する。</p> <p>日数が減少する冬日、真冬日については、減少量を斜線部分で示す。」</p>	0	<p>御意見を踏まえ、注釈を気象台HPの記載内容に合わせて修正しました。</p>	A（全部反映）

70	<p>「1 本県の気候の現状と将来予測」「(4) 気候の将来予測」「③ 激しい雨、非常に激しい雨の年間発生数」について、本文を以下のように修正（東北地方平均の倍率を誤転記されていたと思われる。）すべき。</p> <p>「1時間 30 mm以上の激しい雨、1時間 50mm 以上の非常に激しい雨の年間発生数がいずれも増加し、増加率は4℃上昇シナリオの方が2℃上昇シナリオより大きくなると予測されています。」</p>	0	御意見を踏まえ、修正しました。	A（全部反映）
71	<p>図 7-12 の注釈について、以下の通り、気象台ホームページでの表現に合わせてどうか。</p> <p>「発生回数を棒グラフ、年々変動の幅を細い縦線で示す。棒グラフの色は、灰色が 20 世紀末に、青が 2℃上昇シナリオ（RCP2.6）の 21 世紀末に、赤が 4℃上昇シナリオ（RCP8.5）の 21 世紀末に、それぞれ対応する。</p> <p>ただし、20 世紀末の値にはバイアス補正を加えているものの完全にバイアスが除去されている訳ではなく、観測値とは値が異なることに注意。」</p>	0	御意見を踏まえ、盛岡地方気象台 HP の表現に合わせて修正しました。	A（全部反映）
72	<p>図 7-13 の出典について、「気候変動影響評価報告書」とあるが、図の原典は「日本の気候変動 2020」となる。</p> <p>（気候変動影響評価報告書の図は、日本の気候変動 2020 からの引用。）</p>	0	御意見を踏まえ、出典を「日本の気候変動 2020」に修正しました。	A（全部反映）
73	<p>「3 適応策の基本的な考え方」「(1) 基本的な考え方」本文中、以下の通り、修正すべき。</p> <p>（以下「評価報告書」という）→（以下「影響評価報告書」という）</p> <p>「評価報告書」は気候変動分野においては IPCC の評価報告書（Assessment Report）を指すことが多い。</p>	0	御意見を踏まえ、表現を「影響評価報告書」に修正しました。	A（全部反映）

74	<p>適応策として、農林水産業分野に林業政策について明記するべきではないか。</p> <p>県の実態として、県土の多くが山林であることを踏まえ、林業政策の充実が必須であると考え。</p>	0	<p>気候変動への適応策については、農業、林業、水産業に係る主な取組について、計画に盛り込んでおり、特に、林業については、「自然災害・沿岸域」の分野に保安林の配備や治山施設の計画的な整備などを盛り込んでいるところです。</p> <p>引き続き、気候変動に伴う山地災害への対応など、林業分野における的確な対応を進めていくこととしています。</p>	C (趣旨同一)
第8章 各主体の役割と計画の推進				
75	<p>国連は、将来的に子どもたちが地球温暖化に対処する力を身につけられるよう、気候変動学習を2025年までに全ての学校教育に取り入れるべきだとしている。学校で環境への意識を高めることが消費者の行動に変化をもたらし、エネルギー消費や廃棄物の削減につながるとされており、これが2050年の脱炭素に向けて再エネ普及よりもインパクトがあるとも指摘されている。実際いくつかの国では環境教育を義務化し始めている。それを踏まえると、学校教育において環境学習の機会を“設けるよう努めます”ではなく、“設けます”とすべき。</p>	0	<p>平成29年改訂の新学習指導要領において、小・中学校ともに「環境教育」に関する内容が教育課程に体系的に位置付けられ、新学習指導要領に基づいた教育課程による環境教育が実施されているため、いただいたご意見を踏まえ、「設けます」に変更しました。</p>	A (全部反映)
76	<p>計画において、“誰がいつまでに何をするか”をいった実行体制は非常に重要なものである。この構成では各機関（県民会議や協議会など）と実行主体（県、市町村、県民、事業者、教育機関・NPO・関連団体）間の関わりがわかりにくいので、役割分担を明確にしたイメージ図が欲しい。</p>	0	<p>御意見を踏まえ、地球温暖化対策を進める取組の協働・連携体制をについて「2 計画の推進」「(1) 連携・協働体制」に、イメージ図を記載しました。</p>	A (全部反映)
77	<p>新たに設立される「地域気候変動適応センター」についてもここで触れるべき。</p>	0	<p>「地域気候変動適応センター」については、現在、設置に向けて検討を進めている段階であることから、「第7章 基盤的施策の推進」の取組として記載しています。</p>	E (対応困難)

78	<p>「実施状況については県のホームページ等に掲載・公表します」とあるが、これは実施報告書を指しているのか。「県の役割」にも実施報告書の作成・公表に関する記載はありませんが、実施報告書は出さないのか。</p> <p>また、この実施状況の報告は、どれくらいの頻度で行うのか。そういった頻度情報も併せて記載すべき。</p>	0	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、年1回、本計画に基づく措置及び施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表します。</p> <p>報告の方法については、施策の実施状況は「環境報告書」等により環境審議会に報告するほか、温室効果ガス総排出量は数値を取りまとめ次第、毎年、秋ごろにホームページ上で公開します。</p> <p>また、御意見を踏まえて記載を修正しました。</p>	A（全部反映）
79	<p>市町村の役割として、区域の温暖化防止対策の総合的な実施とあり、現在努力義務となっているが、ここで明記しているという事は温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定する努力を市町村へ更に強く望む事となるのか。</p>	0	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量の削減等のための措置を講ずることなどが責務とされています。</p> <p>また、本計画では「市町村の役割」として、「必要に応じて、地球温暖化対策に関する計画を策定する」と記載しており、地域の温暖化対策を一層推進するため、計画の策定を目指す市町村を積極的に支援していきます。</p>	F（その他）
80	<p>県市町村GX推進会議について、銀行を巻き込んでやるという事で、GXリーグというのがあるが、そういう所とも連携していく予定があるか。</p> <p>また、脱炭素化支援機構が先月設立されたが、連携するのか。</p>	0	<p>GX（グリーントランスフォーメーション）へ今後10年間で150兆円の官民投資を行う政府方針が示されるなど、脱炭素社会の実現には金融機関や脱炭素化支援機構等との連携が重要と考えており、産業・業務分野における省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等において連携した取組を検討していきます。</p>	D（参考）

81	<p>県民の役割については記載のとおりだが、消費者が実際に取り組んでみようと思う取組例や実践例の情報提供をお願いしたい。燃料、物価高騰の今、とりくむ人を増やし習慣づけられれば削減につながると思う。</p>	0	<p>例えば、省エネ家電への買い換えは、電気代の節約や温暖化の防止になるばかりでなく、新しい家電は便利な機能も向上しているなど、住民の生活をより豊かで快適なものにするといった効果も期待されます。</p> <p>県としては、全県的な団体や機関で構成する「温暖化防止いわて県民会議」を核として県民運動を展開し、ターゲットに応じた普及啓発を実施することとしており、御意見も踏まえ効果的な情報提供に取り組んでいきます。</p>	D (参考)
その他				
82	<p>実行計画のタイトルの下にカッコ書きで本計画の期間を追加したほうが見返すときにわかりやすい。</p> <p>第2次岩手県地球温暖化対策実行計画 (2021 - 2030)</p>	0	<p>御意見の通り、計画期間を盛り込み、表紙の表現を変更しました。</p>	A (全部反映)
83	<p>岩手県民の生活困窮者に対して、どのように温暖化対策を理解していただくのか、具体的に記述すべきである。</p> <p>生活困窮者にとっては、例えば「反射式ストーブ」等の暖房器具は無いと生死にかかわる。また、オール電化では電気代のリスクで生死をさまよう事となる。とても1世帯に6,000円程度の補助では生活できない。実は、温暖化対策と生活困窮者対策は「矛盾している」事を理解して素案を作成してほしい。</p>	0	<p>家庭における省エネルギー化の「エネルギーの効率的使用促進」の具体的な取組として、「家庭のエコチェック」や「家庭のエコ診断」などを盛り込んでおり、県民誰もが取り組むことができる対策について紹介していきます。</p>	D (参考)

84	<p>参考2用語解説○RCP4.5 シナリオについて、RCP「4.5」シナリオのほか、2℃、4℃上昇シナリオと対応する RCP2.6、8.5 シナリオも含めた説明とした方が良いのではないか。</p> <p>○RCP シナリオ</p> <p>代表濃度経路シナリオ。気候変動の将来予測に用いるシナリオのうち、将来の温室効果ガスが安定化する濃度レベルと、そこに至るまでの経路のうち代表的なものを選び作成されたもの。低位安定化シナリオ（RCP2.6）、高位参照シナリオ（RCP8.5）、及びその中間の低位安定化シナリオ（RCP4.5）及び高位安定化シナリオ（RCP6.0）の4つが設定されている。</p>	0	御意見を踏まえ、代表濃度経路（RCP）シナリオに関する注釈を追加しました。	A（全部反映）
85	参考2用語解説○温室効果ガスについて、「温室効果ガス」は列記されている7種類だけではないことから誤解を招かない表現に修正すべき。	0	本計画で対象とする温室効果ガスは、温暖化対策推進法により削減対象とされている7物質をとする旨、説明していることから、用語解説から削除しました。	A（全部反映）

86	<p>参考2用語解説○「2℃上昇シナリオ」「4℃上昇シナリオ」について、「日本の気候変動 2020」本編の注釈を用いているのだと推察しますが、本文の記述が無い状態で注釈のみを抽出すると意味が通らなくなることから、以下のとおり修正すべき。</p> <p>日本の気候変動 2020 における気象庁の将来予測で用いられているシナリオ。RCP2.6 及び RCP8.5 シナリオのことで、「2℃」「4℃」とは、工業化以前（1850～1900年）と比べた21世紀末における世界平均気温の上昇量のこと。予測される日本の気温上昇量ではないことに注意。</p> <p>※「工業化以前」についても、本文中でも多義的に用いられている可能性もあるので、ここで記載せず用語解説に独立した項目に追加してどうか。</p>	0	<p>御意見を踏まえ、「2℃上昇シナリオ」「4℃上昇シナリオ」の注釈の表現を修正するとともに、工業化に関する注釈を第3章に加えしました。</p>	A（全部反映）
別冊 促進区域の設定に関する岩手県基準				
87	<p>促進区域に係る県の基準は太陽光発電施設と風力発電施設となっているが、それ以外の再エネについては、基準は設けないのか。</p>	1	<p>太陽光発電施設及び風力発電施設以外の環境配慮基準については、今後の導入見込みなどを注視しつつ、必要性も含めて研究していきます。</p>	F（その他）

88	<p>県土の多くを森林が占め、そのうちの大部分が保安林指定されている状況である。風力発電の設置が可能な高風況が期待でき、かつ民家等からの離隔を考慮した場所の多くが保安林指定されている現実があり、そうした区域である保安林を促進区域からすべて除外すると岩手県の誇る風力賦存量を十分に活用できない計画となることを強く懸念する。</p> <p>また、保安林の風力発電での利活用については、林野庁から「保安林の指定解除事務等マニュアル」が公表されており、適切な設計や手続き及び自治体の公的計画に風力発電設備が位置づけられているか等の公益性の観点での判断により、保安林の指定解除ないしは、作業許可により風力発電所の設置が可能とされています。上記の通り、保安林における風力発電施設の設置は制度的に可能となっており、県として保安林を一律に促進区域に含めることが不適當な区域とすることには、風況の観点及び手続きの観点から違和感を覚える。</p> <p>そのため「考慮すべき配慮事項等」に保安林を組み込むことが相当ではないかと考えます。</p>	2	<p>保安林は制度の趣旨からして森林以外への用途への転用を抑制すべきものであることから、再生可能エネルギーの利用可能性と環境の保全の両面から総合的に判断して、本県の基準では保安林を促進区域に含めることが不適當な区域としていますので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、この基準については、施行後2年を経過した場合において、この基準の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。</p>	E (対応困難)
----	--	---	--	----------

89	<p>風力発電施設に係る基準の中で「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」には「保安林」が含まれているが、保安林を一律に促進区域から除外することは適切でないと考える。</p> <p>風力発電施設は、大規模な太陽光発電に比べて新たな伐採の面積は少ないし、伐採が必要なところもよく検討して保安林の機能を損なわない事業にできるはずだ。岩手県の基準で保安林を一律に促進区域から除外してしまえば、岩手県内での再生可能エネルギーの普及に大きな障害となってしまう。</p> <p>人口減少と高齢化が進んでいる藪川地区で、牧野組合や漁協でも経営難や後継者不足が深刻になる中、藪川地区特有の強い風を活かして、地域の活性化につながる新しい産業として、地元住民は風力発電事業の参入に非常に期待している。しかし、藪川地区の広大な山林はほぼ保安林となっており、もし県が保安林を一律に促進区域として認めないとなれば、地元の期待を県が踏みにじることになる。過疎の進む山間地域の住民の未来は切り捨てて良いという考えなのか。</p> <p>自然環境を守ること、無計画な自然破壊が起こらないように県が管理監督することは当然重要である。同時に、県民が未来に希望を持てる暮らしを守ることは、環境保全の目的と相対するものではなく、やり方次第で十分共存できると考える。</p> <p>藪川地区住民として促進地域から保安林を一律に除外することが無いよう要望する。</p>	10	<p>保安林は制度の趣旨からして森林以外への用途への転用を抑制すべきものであることから、再生可能エネルギーの利用可能性と環境の保全の両面から総合的に判断して、本県の基準では保安林を促進区域に含めることが不適當な区域としていますので、御理解をお願いします。</p> <p>なお、この基準については、施行後2年を経過した場合において、この基準の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。</p>	E (対応困難)
----	---	----	--	----------

90	<p>北上山系開発により北上高地の多くに牧野が存在している。こうした牧野は山の尾根部にも存在し、高風況かつ森林開発が不要な草場が広がっている場所も多くある。</p> <p>また、農山漁村再生可能エネルギー法においては、風力発電設備については、風況などの関係から立地場所が制約されること、転用される農用地の面積が限定的であること等から農用地区域内への風力発電施設の設置が妥当と判断される場合には、施設整備ができるとしている（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン、農林水産省、R3年7月30日）。</p> <p>風力発電の特性を加味して、そのようなガイドラインを出していることを考えれば、農用地については、市町村にて農山漁村再生可能エネルギー法及びガイドライン等に基づき、農用地区域での風力発電施設整備を検討する等の手続きを踏んで、適切に施設整備が行われるべき場所であり、一律に県が「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」として指定すべきでないとする。このため、「考慮すべき配慮事項等」に農用地区域を組み込むことが相当ではないかと考える。</p>	0	<p>御指摘のガイドラインにおいて、設備整備区域に含まれる農用地が、農用地区域内の農用地又は甲種農地でないこととされており、本県の基準でも農用地区域内農地及び甲種農地を「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」としています。</p> <p>また、ガイドラインにおいて風況などの関係から立地場所が制約されること、転用される農用地の面積が限定的であること等から、一定の要件を満たす場合には、設備整備区域に含めることが可能とされている第1種農地については、「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項」としています。</p> <p>なお、この基準については、施行後2年を経過した場合において、この基準の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。</p>	E（対応困難）
----	---	---	---	---------

91	<p>岩手県は、全国の中でも優位な再生可能エネルギーの豊庫な特位性を持った地域資源を有する県である。</p> <p>しかしながらこれまで、豊富なエネルギー資源とりわけ風力エネルギーの賦存量がありながら十分な活用ができていない。その要因は民間からの投資を呼び込むことや産業誘致が課題だった。今、正に温暖化対策と経済振興の両輪を図っていくことが山村地域の活性化につながっていくものと思う。以下2点について私の意見を述べる。</p> <p>1. 保安林について考慮すべき配慮事項等に組み込むこと。 (理由：保安林を促進区域から除外すると風力賦存量を活用できない)</p> <p>2. 農用地区域について考慮すべき配慮事項等に組み込むこと。 (理由：国の指導と県の方針の整合性が取れなくなり、生産活動にも影響する)</p>	0	<p>保安林は制度の趣旨からして森林以外への用途への転用を抑制すべきものであることから、再生可能エネルギーの利用可能性と環境の保全の両面から総合的に判断して、本県の基準では保安林を促進区域に含めることが不適当な区域としていますので、御理解をお願いします。</p> <p>農地区域については、農用地区域内農地及び甲種農地を「促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域とし、また、第1種農地については、「促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項」としています。</p> <p>なお、この基準については、施行後2年を経過した場合において、この基準の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。</p>	E (対応困難)
92	<p>促進区域の設定に係る再エネ賦存量の提示について、促進区域として指定できるエリア、考慮すべき配慮事項等のエリア、促進区域に含めることが適切でない認められる区域のエリアのそれぞれにおいて、再エネ賦存量がどの程度あるのか量的な確認も行いながら設定を行うべきであり、そのような検証の記述が計画に盛り込まれるべきであると考えます。現状、県内において高風況の見込まれる区域は、保安林や農用地等になっており、こうした区域を促進区域から外す計画となれば、岩手県内で整備できる風力発電施設の候補地は、ほぼなくなるものと危惧する。岩手県の持つ全国2位の風力のポテンシャルを生かすためにも規制を強めるだけでなく、賦存量にも気を配った計画としていただきたい。</p>	0	<p>促進区域の設定に関する岩手県基準については、温暖化対策推進法に基づき、市町村が設定する促進区域の基準を定めたものです。</p> <p>市町村が促進区域の設定を検討する際には、国のシステム等を活用しながら、地域の再生可能エネルギーの賦存量などについても情報提供するなど、市町村を支援していきます。</p>	D (参考)

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。